

〒860-0000
熊本市中央区手取本町1番1号

熊本 太郎

様

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

5050000082724 - 000001 # 0
C26AXK0000018#

熊本市
Kumamoto City

重 要

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)のご案内

●この給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)は、住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯を支援する給付金です。※子ども加算は、児童の属する世帯の世帯主への支給が原則となります。

給付金の支給額

- 1世帯あたり10万円
- 18歳以下の対象児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

申請受付後、内容確認が完了した方から順次支給

支給対象となる世帯(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯)

- 世帯員が、令和5年度住民税非課税の方と均等割のみ課税の方のみで構成される世帯で、次の要件1、2をともに満たす世帯
- 世帯員全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯で、次の要件1、2をともに満たす世帯

要件1:以下の①から④の全てに該当する世帯

- ①基準日(令和5年12月1日)時点で熊本市に住民登録がある世帯
- ②世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていない世帯
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
- ④熊本市以外の市区町村で、令和5年度以降に熊本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していない世帯

要件2:以下の①から③のいずれかに該当する世帯

- ①基準日(令和5年12月1日)時点で、住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童がいる世帯
※平成17年4月2日生まれ以降の児童が対象となります。
※施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても、加算の対象外です。
- ②令和5年12月2日以降に生まれ、住民票上、同一世帯となっている新生児がいる世帯
- ③基準日(令和5年12月1日)時点で、住民票上、別世帯であるが扶養している児童がいる世帯
※別世帯で子ども加算の対象となっている児童は、子ども加算の対象外です。

申請方法及び申請期限

【郵送の方】必要事項を記載した「確認書」を、同封している返信用封筒に入れて郵送してください。
(※確認書は本通知右側の半分を切り取って使用してください。)

【電子申請の方】右記のQRコードを読み込んで申請してください。
なお、申請には、連絡可能なメールアドレスと、QRコード下の申請番号が必要となります。

※以下の場合は電子申請を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ①世帯主以外の代理人の方への支給を希望される場合
- ②口座振替以外での支給を希望される場合



申請番号

△子ども加算の申請後、令和6年8月31日までに新たに子ども加算の対象となる児童が生まれた場合には、下記のコールセンターにご連絡ください。

【受取を辞退される方】下記のコールセンターにお問い合わせいただき、辞退される旨をお伝えください。

申請期限 令和6年(2024年)8月31日 ※当日消印有効

※令和6年8月31日は電子申請のみ可能です。電子申請ができない方は、あらかじめコールセンターにご連絡ください。

お問い合わせ先



熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター
電話番号:096-355-8866 受付時間:午前9時から午後5時(土日祝を除く)

〈裏面も必ずご確認ください〉

(この確認書を提出してください)

令和6年(2024年)2月29日

熊本市長 大 西 一 史
(公 印 省 略)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおりお知らせします。

以下の内容を確認して、支給要件に該当する場合には令和6年(2024年)8月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座振込
支給日 確認書の受付後、内容確認が完了した方から順次支給
支給口座
支給額 1世帯あたり10万円+児童1人あたり5万円

■世帯主の方が、以下の確認欄1、2を記入してください。

【必須】●確認欄1(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。)

- ☐ ①世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていません。
- ☐ ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ☐ ③熊本市以外の市区町村で、令和5年度以降に熊本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していません。

- ※1 ①②③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
- ※2 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

【必須】●確認欄2(以下の表に、子ども加算の対象となる18歳以下の児童の氏名、生年月日を記載してください。)

- ※1 子ども加算の対象となる児童は、次のア、イ、ウに該当する児童です。
- ア 令和5年12月1日時点で、住民票上、同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
- イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- ウ 住民票上、別世帯であるが扶養している児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
- ※2 施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても子ども加算の対象外です。
(施設入所児童とは、児童養護施設、乳児院、障がい児入所施設等に入所している児童をいいます。)
- ※3 別世帯で子ども加算の対象となっている児童は、子ども加算の対象外です。

	(フリガナ)氏名	生年月日	同居別居の別	住所(別居の場合のみ)
1		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
2		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
3		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
4		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	

■上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

- ※1 確認内容が誤っている場合は、給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)の返還を求める場合があります。
- ※2 意図的に虚偽の記載をした場合には、不正受給として詐欺罪に関われる場合があります。
- ※3 令和6年8月31日までに返送がない場合、または返送した確認書に不備があり、令和6年9月13日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

【必須】世帯主氏名 確認日 令和 年 月 日 電話番号

5050000082724 - 000001

〈裏面も必ずご確認ください〉



裏面へ▶

- 表面の上部に記載の支給口座が空欄となっている場合や受取口座を変更されたい場合には、次の受取口座記入欄に振込を希望される口座をご記入ください。
- ※1 長期間入出金のない口座を記入しないでください。
- ※2 受取口座記入欄に記載した場合、振込先金融機関口座確認書類を添付してください(書類の詳細は、下記をご確認ください)。
- ※3 世帯主以外の口座に振込を希望される場合には、下記の【代理確認・受給を行う場合】の欄に代理人名等を必ず記入してください。

該当者のみ

【受取口座記入欄】

表面の上部に記載の支給口座に代えて(または当該口座が空欄の場合)、下記の口座への振込を希望します。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信託 7.信用金庫 2.金庫 5.農協 3.信用 6.協同	本・支店 本・支所 お通所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター(096-355-8866)までお問い合わせください。

該当者のみ

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	〒 住所 日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、本給付金の(①確認・請求 ②受給 ③確認・請求及び受給)を委任します。
→法定代理の場合は、委任方法の選別は不要です。

申請者(世帯主)氏名 署名

振込先金融機関口座確認書類

表面の上部に記載してある支給口座以外の口座での受取を希望される場合は、下記の書類を提出してください。

※表面の上部に記載してある支給口座での受取を希望される場合は不要です。

書類：受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

代理人確認書類

代理人が確認・受給する場合には、原則、下記の書類が必要となります。

- 法定後見人(成年後見人等)の場合
①代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等) ②代理人の本人確認書類(※)
- 上記以外の代理人の場合
①申請者(世帯主)本人の本人確認書類(※) ②代理人の本人確認書類(※)

※本人確認書類は、マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写しのいずれか1つをご用意ください。

該当者のみ

【確認欄2の追加表】

	(フリガナ)氏名	生年月日	同居別居の別	住所(別居の場合のみ)
5		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
6		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
7		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
8		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	

給付金申請にあたっての確認事項

以下の要件1、2を両方とも満たしているかご確認ください。

※要件1について、①から④の全てに該当する場合に限り、支給対象となります。

※要件2について、①から③のいずれかに該当する場合に限り、支給対象となります。

ご不明な点がございましたら下記コールセンターまでご連絡ください。

要件1：以下の①から④の全てに該当する。

- ☒ ①基準日(令和5年12月1日)時点で熊本市に住居登録がある。
※令和5年12月2日以降、外国から入国された方は、この項目に該当しません。
- ☒ ②世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていない。
※世帯員全員が、単身赴任等で別世帯の住民税が課税されている方から扶養を受けている場合や、住民税が課税されている親の扶養を受けている学生の場合などは、この項目に該当しません。
- ☒ ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
※課税となる所得があるにもかかわらず住民税の申告をしていない方が世帯にいる場合は、この項目に該当しません。
- ☒ ④熊本市以外の市区町村で、令和5年度以降に熊本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していない。

要件2：以下の①から③のいずれかに該当する。

- ☒ ①基準日(令和5年12月1日)時点で同一世帯となっている18歳以下の児童がいる。
※平成17年4月2日生まれ以降の児童が対象となります。
※施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても、この項目に該当しません。
- ☒ ②令和5年12月2日以降に生まれ、住民票上、同一世帯となっている新生児がいる。
- ☒ ③基準日(令和5年12月1日)時点で、住民票上、別世帯であるが扶養している児童がいる。
※別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。



「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の「特殊詐欺(電話で「お金」詐欺)」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや警察相談専用電話(#9110)または最寄りの警察署にご連絡ください。



熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター
電話番号 096-355-8866
受付時間:午前9時から午後5時(土日祝を除く)